

## ＜塀に関する建築基準法の規定＞

塀の種類	補強コンクリートブロック造	組積造（れんが造、石造など）
法令	建築基準法施行令第62条の8	建築基準法施行令第61条
高さ	2.2m以下とする	1.2m以下とする
壁の厚さ	高さが2m超 15cm以上 高さが2m以下 10cm以上	高さの1/10以上
控壁の間隔	高さが1.2mを超える場合は、塀の長さ3.4m以下ごとに控壁を設ける。 ※ 控壁の長さは、壁の高さの1/5以上	長さ4m以下ごとに控壁を設置 ※ 控壁の長さは、壁の厚さの1.5倍以上
基礎	高さが1.2mを超える場合、基礎せいは35cm以上とし、根入れ深さは30cm以上とする。	基礎の根入れを20cm以上とする。
鉄筋 (径9mm以上)	①壁の両端及び隅角部への設置 ②基礎への定着の十分な確保 ③縦筋・横筋を80cm以内に確保 ④鉄筋の先端は「かぎ状」に折り曲げる ⑤鉄筋の周りへのモルタルの充填	